

# 「我が国における牛海綿状脳症 (BSE) 対策に係る食品健康影響評価」の概要

平成17年5月6日、食品安全委員会は、厚生労働省及び農林水産省から評価を要請されていた、我が国におけるBSE対策に係る食品健康影響評価の結果を取りまとめ、通知しました。今回はその主要なポイントをご紹介します。なお、評価の全文はホームページで公開しています。こちらもぜひご覧ください。

▶ <http://www.fsc.go.jp/sonota/bse1601.html>

## 評価要請の4つの要点とは？

食品安全委員会及びプリオン専門調査会は、平成15年の発足当初から、BSE問題全般について調査審議に取り組んできました。平成16年9月には食品安全委員会が「中間とりまとめ」を公表しました。これを受け、同年10月15日、厚生労働省及び農林水産省は我が国のBSE対策の見直しについて、以下の4点に係る意見を食品安全委員会に求めました。今回の食品健康影響評価はこれらBSEの国内対策の見直しについて答えたものです。

- ① と畜場におけるBSE検査の検査対象月齢の見直し及び検査技術の研究開発の推進
- ② 特定危険部位 (SRM) 除去の徹底
- ③ 飼料規制の実効性確保の強化
- ④ BSEに関する調査研究の一層の推進

## Point 1 BSE検査対象月齢の見直しについて

2005年4月から、我が国のと畜場におけるBSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上に変更した場合の食品健康影響は、「非常に低い」レベルの増加にとどまると判断されます。この結論は、我が国での飼料規制 (2001年10月) から1年半以上経過した2003年7月以降に生まれた21ヶ月齢未満の国産牛についてこれまでに国内外から得られた科学的事実に基づき評価したものです。

※1) SRM: BSEの病原体と考えられているBSEプリオンが蓄積することから、流通経路から排除すべきとされる、脳、せき髄、背根神経節を含むせき柱などの牛体内の部位。

※2) vCJD: 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病。BSE感染牛由来のBSEプリオンの摂取が原因と考えられる人の病気。

## Point 2 SRMの除去の徹底について

特定危険部位 (SRM) (※1) 除去の徹底は、人のvCJD (※2) リスクの低減のための重要な対策です。と畜場におけるSRM除去の実態調査を定期的実施することがリスク回避に有効と考えます。また、ピッシング (※3) の中止に向けては、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要があります。さらに、せき髄組織の飛散防止、衛生標準作業手順 (SSOP) (※4) の遵守については引き続き徹底することが重要です。

※3) ピッシング: と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入して、せき髄神経組織を破壊する作業。その際、脳・せき髄組織が流出・移行し、食肉が汚染される可能性が指摘されている。

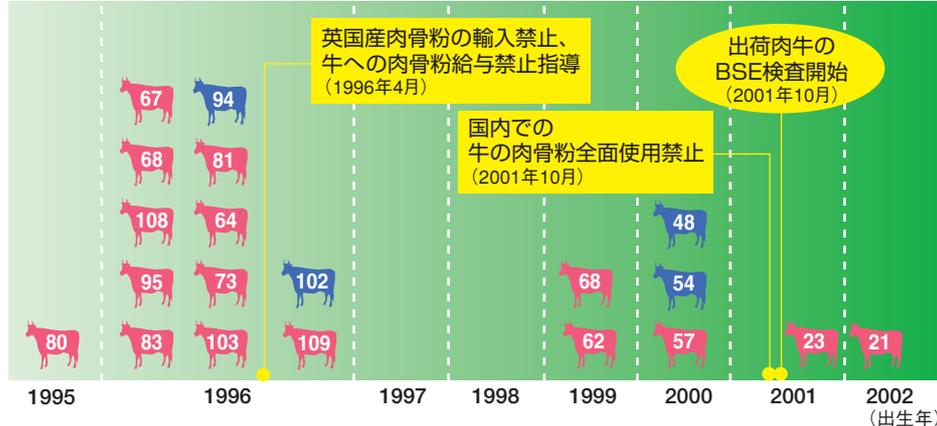
### SRM除去の徹底

- 食肉処理における管理要領に基づき除去
- 専用の容器に保管
  - 機械・器具等の洗浄・消毒
  - と畜検査員による確認
  - 完全焼却 (800℃以上)

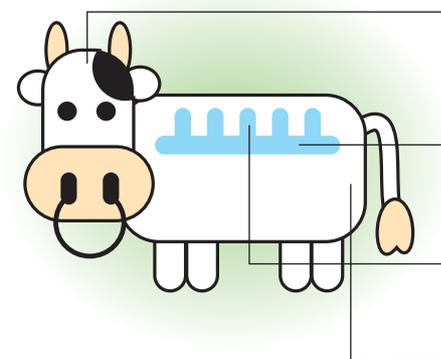
と畜場における実態調査を定期的実施

## 我が国で確認されたBSE感染牛の出生時期

数字は月齢。赤はと畜場で検査された牛。青は死亡牛。



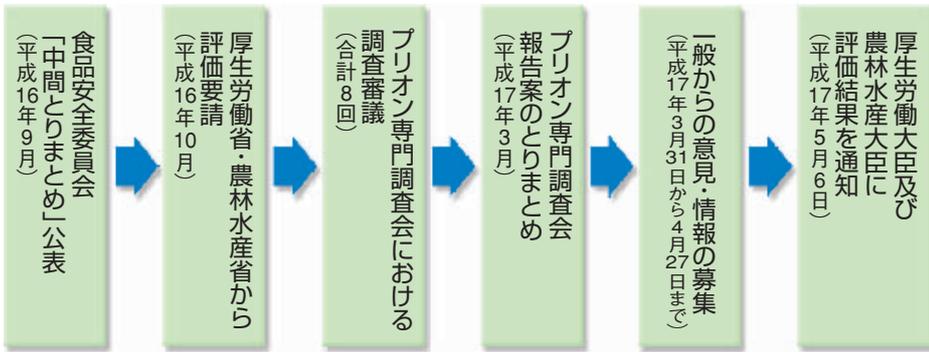
- ・平成13年10月19日から平成17年3月26日までの検査頭数は約427万頭
- ・これまでにBSE感染が確認された牛は、死亡牛も含め20頭 (平成17年6月6日時点)
- ・上記のうち20ヶ月齢以下の感染牛は0頭 (2頭は21ヶ月齢と23ヶ月齢、18頭は48ヶ月齢以上)



BSEをめぐる世界の主な動きと我が国の対策の経緯

世界	日本
1986 (昭61) ・英国(農務省)がBSEを家畜の病気と認定	
1988 (昭63) ・英国、反すう動物由来のたん白質(肉骨粉等)について反すう動物への給与を禁止	
1989 (平1) ・英国、SRMの食用を禁止 ・英国に海綿状脳症諮問委員会(SEAC)発足	
1990 (平2) ・英国からの牛の輸入禁止	
1993 (平5) ・英国で初のvCJD患者確認	
1996 (平8) ・英国、BSEの人への感染の可能性を認める ・英国、ほ乳動物由来の肉骨粉について全畜への給与を禁止	・英国産肉骨粉の輸入禁止と、反すう動物由来の肉骨粉飼料給与禁止指導開始
1997 (平9) ・米国及びカナダ、ほ乳動物(豚、馬、家さんを除く)由来のたん白質(肉骨粉等)について反すう動物への給与を禁止	
2000 (平12) ・EU各国でBSE発生	
2001 (平13) ・EU、動物由来のたん白質(肉骨粉等)について全畜への給与を禁止	・国内初のBSE発生 ・ほ乳動物由来のたん白質(肉骨粉等)について全ての動物への給与を禁止 ・SRM除去体制を確立 ・出荷肉牛すべてにBSE検査義務付け
2002 (平14) ・欧州食品安全機関(EFSA)設立	・BSE対策特別措置法施行
2003 (平15) ・カナダで初のBSE発生 ・米国で初のBSE発生	・食品安全基本法の施行と、食品安全委員会の設置 ・カナダ産牛肉の輸入禁止 ・米国産牛肉の輸入禁止
2004 (平16) ・24か月齢以上の全ての死亡牛のBSE検査を義務付け ・食品安全委員会「中間とりまとめ」公表 ・トレーサビリティシステムの義務付け(牛肉の流通・消費段階)	
2005 (平17) ・国内初のvCJD患者確認 ・食品安全委員会「我が国におけるBSE対策に係る食品健康影響評価」結果公表	

我が国のBSE対策に係るリスク評価の経緯



Point 3 飼料規制の実効性確保の強化について

輸入配混合飼料の原料について届出がなされることは、牛がBSEプリオンの汚染にさらされるリスクを低減するのに有効です。また、飼料の輸入・製造・販売業者及び牛飼育農家への検査・指導体制を強化することは、規制の有効性検証のために重要です。具体的な目標を設定し、できる限り早く達成することが必要です。

※4) SSOP:衛生管理に関する手順。この内容を「いつ、どこで、誰が、何を、どのようにするか」が分かるように文章化したものを衛生標準作業手順書という。

Point 4 調査研究の一層の推進について

以下の調査研究などの推進が必要と考えます。

- より感度の高いBSE検査方法の開発
- BSE研究の円滑な実施のための、若齢牛を含む検体の採材・輸送・保管等への配慮
- SRM汚染防止等のリスク回避措置の有効性についての評価方法の開発
- 動物接種試験によるBSEプリオンたん白質の蓄積メカニズムの解明等に向けた研究
- 基礎研究のみならず、リスク評価に必要なデータ作成のための研究

飼料規制の実効性確保の強化

SRM除去の徹底

[頭部(脳、扁桃等)]  
●舌、頬肉以外を除去

[せき髄]  
●背割り前のせき髄除去(と畜頭数ベースで約9割)  
●高圧洗浄により汚染除去

[背根神経節を含むせき柱]  
●背根神経節による汚染防止

[回腸遠位部]  
●盲腸との接続部分から2mを除去

